

人物紹介

介護する人も受ける人も 「納得のいく人生を」



大阪後見支援センター
所長 おおくに 大國 みちこ 美智子さん

2000年より介護保険がスタートして以来、痴呆のある高齢者や知的、あるいは精神障害を持つ人の財産管理をはじめとする権利擁護を行う事業や制度が相次いで立ち上がった。

20数年前、寝たきりの高齢者を保健師と一緒に訪問する中で痴呆にまつわる様々な問題に直面した。中でも、財産に関する問題は深刻だった。「お年寄りを家族がまもるとい時代は終わった。これからは社会によってまもられなくてはならない時代がくる」という予感があった。

「面倒を見るから」と親のお金を管理していた娘が、痴呆が出たとたんにお金を持って行方をくらませてしまい、世話をする人もお金もない高齢者が一人取り残されてしまう。年々、切実な声が多くあがってくるようになり、全国に先駆けて1997年に大阪後見支援センター「あいあいねっと」が開設された。

自身これまでに1万件を超える相談を受けてきた。軟便が出た寝たきりの妻に、「いつも便秘で苦しいのに今日はよかったなあ」と声をかけながら、下の世話をする夫。重度心身障害のある息子を腰を痛めながらも笑顔で30年以上も世話してきた母親。「介護の大変さはよくわかりますが、それ以上にこんなすばらしい場面を見てきました」と目を細める。

「そんな優しい気持ちを持つ人たちが社会的プレッシャーを抱えず、ときとして財産侵害や虐待という形が出てくるのではないのでしょうか。プレッシャーをやわらげる制度があれば、きっと優しい気持ちも取り戻せるはず」と人間の持つ優しさを信じる。

「これからの介護は家族の愛情と社会的支援のバランスが大切です。介護する人も受ける人も『納得のいく人生』を送れるよう、制度の充実と人材の育成に力を尽くしていきたいと考えています」。見据える目が輝いた。



人権相談

人権相談に関する
質問と回答をご紹介します。

Q 70歳の女性です。息子から「一生面倒みてやるから、年金などを寄せせ」と迫られています。法的な対抗手段が知りたいのですが、どこに相談すればよいのでしょうか。

A 電話相談を受けた相談員は相談者の話の状況から、相談者は子どもによる財産侵害を受けている可能性があるかと捉え、次回の相談日を案内したところ、緊急を要するとのことだったので、専門的な助言ができる機関として、大阪府高齢者総合

相談情報センターや市町村の住民相談、大阪弁護士会等を案内しました。

さらに、相談員は相談者に対して、ただ財産保全をしたところで息子との関係のあり方はこれまでと違ってくることになるので、これを機会に親子関係の見直しをしてみることを助言しました。

・大阪府高齢者総合相談情報センター
(シルバー110番)
吹田市山田北3-1 府立老人総合センター内
TEL06-6876-0031

(財)大阪府人権協会 人権相談窓口
月曜～金曜 10:00～17:00
TEL : 06-6562-4040